

＊具体的事例（質量計）＊

主な具体的事例	取引	証明
(1) 病院、診療所、薬局等において、カルテ等により医薬品の調合に使用するはかり		○
(2) 学校、保育所、病院、診療所、保健所、福祉施設等において体重測定に使用するはかり ① 学校等において健康診断票等に表示され通知、報告する場合 ② 病院、診療所、保健所等において健康診断を実施し、診断書等を発行する場合、患者のカルテに記録、新生児の成長過程を母子手帳に記載、妊婦の定期検査に使用する場合 ③ 法令等に基づき通知・報告等する場合 「注1」医療機関等において、診療を行うための一要件として単に体重の計量に使用することは証明行為に該当しない。		○
(3) 法令等により、公共機関へ（が）報告又は統計等に使用するはかり		○
(4) 学校、保育所、病院、福祉施設等の給食施設で検品・検収用として使用するはかり		○
(5) 検察庁における実地検証のための計量		○
(6) 商店（露店、行商を含む）、店舗、市場等で商品の売買に使用するはかり	○	
(7) 農業、漁業等で農産物、水産物等の売買、出荷のために使用するはかり	○	
(8) 工場、事業場等で原材料の購入、製品の販売出荷のために使用するはかり	○	
(9) 小包み郵便物及び一般運送事業者の宅配便の取次業者による取次店における料金特定のために使用するはかり	○	
(10) 貴金属の計量に使用するはかり（貴金属店、質店等）	○	
(11) 内容量（正味量）の抜き取り検査に使用するはかり ① 商品（製品）を自動充填機、自動計量装置又は非特定計量器により詰め込み、商品の量目若しくは製品の管理としての計量の結果を確認し外部に表示する場合	○	

◎計量法施行規則第103条〔抜粋〕＜検査対象特定計量器の名称＞

- ①電気抵抗線式はかり ②誘電式はかり ③電磁式はかり ④その他の電気式はかり
 ⑤手動天びん ⑥等比皿手動はかり ⑦棒はかり ⑧その他の手動はかり ⑨ばね式はかり ⑩手動指示併用はかり ⑪その他の指示はかり ⑫分銅 ⑬定量おもり ⑭定量増おもり ⑮自重計